

中野市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、中野市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る公募型プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の選定にあたり、本業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 審査委員会

最適候補者及び次点者の選定は、本業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に併せて公表するものとする。

3 参加資格の確認

中野市（以下「市」という。）は、参加表明者から提出された参加表明書に基づき、参加資格の適格を確認し、審査委員会に報告するものとする。

4 評価点

審査委員会は、事業者の業務実施体制、業務実績、企画提案書及び提案価格から評価点を算定する。

審査委員一人当たりの配点及び評価項目は次表のとおりとする。

配点及び評価項目

| 評価項目 | 項目 | 評価基準 | 配点 |
|----------|-------------|--|-----|
| 1 業務実績 | 同種業務 | 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定支援業務について、十分な受注実績があるか | 10 |
| | 類似業務 | 本業務と類似計画（障害者計画等）の策定支援業務について、十分な受注実績があるか | 5 |
| 2 実施体制 | 実施体制 | 本業務の遂行に必要な業務責任者及び担当者が配置され、より良い計画策定に資する資格や経験を有しているか。また、十分なサポート能力・体制を有しているか。 | 5 |
| 3 企画提案能力 | 業務理解・情報収集能力 | 本業務内容及び現在の国方針等を正確に理解・把握しており、全国的な情報収集が可能であるか | 10 |
| | 計画策定 | 中野市の現状と課題について十分に理解し、課題に対する考え方が示されているか | 10 |
| | | 提案内容が具体性、妥当性及び実現可能性に優れているか | 20 |
| | | 市民に分かりやすく伝える提案がなされているか | 10 |
| | 独自提案 | 本計画の策定に付随する独自の有益な提案がなされているか | 20 |
| | スケジュール | 期間内に完了するため、実現可能なスケジュールが提示されているか | 5 |
| 4 提案価格 | 見積金額 | 提案価格に対する最低提案価格の比率 | 5 |
| | | 合計 | 100 |

5 評価方法及び手順

(1) 評価点

各項目の評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

(2) 評価点が基準に満たない場合の取扱

業務の確実な履行を確保するため、企画提案評価の小項目に0点の項目がある場合は、失格とする場合がある。

(3) 提案価格評価

① 企画提案者の提案価格見積書の封書を審査委員長が開封し、全審査委員により提案価格見積書の金額を確認するものとする。

② 次により評価点を算出する。

提案価格評価点＝配点×最低提案価格／当該企画提案者の提案価格

6 最適候補者及び次点者の選定

(1) 審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。

(2) 評価点が同点の場合は、企画提案点が高い者を上位とする。

(3) 上記(2)においても同点の場合は、審査委員会の協議により選定するものとする。

7 最適候補者及び次点者の決定

市は、審査委員会の選定の結果を受けて最適候補者及び次点者を決定し、最適候補者及び次点者に通知する。また、結果については令和5年7月3日に市公式ホームページで公表する。